

関東学院大学専門職大学院法務研究科履修規程

(平成15年11月27日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学専門職大学院学則（以下「専門職大学院学則」という。）に基づき、専門職大学院法務研究科（以下「法科大学院」という。）における授業科目の履修、単位及び成績等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(授業科目)

第2条 法科大学院における授業科目は、法律基本科目（公法系科目、民事系科目及び刑事系科目）、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目に区分し、開設する授業科目及び単位は、授業科目配当表に定めるところによる。

(単位)

第3条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修登録)

第4条 履修登録は、年度初めに、当該年度の春学期及び秋学期に履修しようとするすべての授業科目について行うものとする。

- 2 年度初めに履修登録した秋学期開講の授業科目は、秋学期の所定の期間に履修登録の変更を行うことができる。
- 3 履修登録していない授業科目は、単位の修得を認めない。
- 4 履修登録後の授業科目の追加及び変更は、第2項の場合を除き、原則として認めない。
- 5 年次別に配当されている授業科目については、上級年次配当科目を下級年次において履修することはできない。この場合において、法科大学院で必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）については、入学時の年次を第2年次とみなす。

(履修科目の登録の上限)

第5条 各学期において履修できる単位の上限は、第1年次にあつては春学期22単位、秋学期20単位、第2年次にあつては両学期ともに18単位、第3年次にあつては両学期ともに20単位とする。この場合において、法学既修者については、入学時の年次を第2年次とみなす。

(単位の認定)

第6条 単位の認定は、履修した授業科目の試験の成績及び当該授業に対する日常の取組みと成果を総合的に評価して行う。

- 2 一度修得した単位の取消しは、これを認めない。
- 3 すでに単位を修得した授業科目は、再度履修することができない。
- 4 第1項の試験に関する事項については、専門職大学院学則第10章の規定によるほか、関東学院大学専門職大学院試験規程の定めるところによる。

(成績評価)

第7条 成績の評価は、秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）及び不可（F）の評語で表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

- 2 前項の成績評価の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 秀（S） 100点～90点
- (2) 優（A） 89点～80点
- (3) 良（B） 79点～70点
- (4) 可（C） 69点～60点
- (5) 不可（F） 59点～0点

- 3 第1項の規定にかかわらず、臨床法学教育に係る授業科目については、単位修得の可否だけを認

定する。

(履修方法)

第8条 学生は、次の各号に定める履修方法により履修し、100単位以上を修得しなければならない。

- (1) 法律基本科目については、必修科目58単位及び選択科目から6単位
- (2) 法律実務基礎科目については、必修科目6単位及び選択科目から6単位
- (3) 基礎法学・隣接科目については、選択科目から6単位
- (4) 展開・先端科目については、選択科目から12単位
- (5) 第2号及び前号に定める科目の選択科目から6単位

2 授業科目の必修及び選択の区別は、授業科目配当表に定めるところによる。

(法学既修者の履修方法)

第9条 法学既修者については、次の各号に定める履修方法により履修し、68単位以上を修得すれば足りるものとする。

- (1) 法律基本科目については、必修科目26単位及び選択科目から6単位
- (2) 法律実務基礎科目については、必修科目6単位及び選択科目から6単位
- (3) 基礎法学・隣接科目については、選択科目から6単位
- (4) 展開・先端科目については、選択科目から12単位
- (5) 第2号及び前号に定める科目の選択科目から6単位

2 授業科目の必修及び選択の区別は、授業科目配当表に定めるところによる。

(進級要件及び成績不良者に対する退学措置)

第10条 第1年次から第2年次への進級の要件は、第1年次末までに30単位以上を修得し、かつ、5段階評価平均値1.5以上の成績を修めることとする。

- 2 第2年次から第3年次への進級の要件は、第2年次末までに60単位以上(法学既修者については、第15条第1項による認定単位数を含む。)を修得し、かつ、5段階評価平均値1.5以上の成績(5段階評価平均値の算出の対象は、第2年次の成績とする。)を修めることとする。この場合において、法学既修者については、入学時の年次を第2年次とみなす。
- 3 前2項により原級留置きとなった場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、成績評価が可(C)の授業科目(当該年次に履修した授業科目に限る。)については、その単位を認定しない。
- 4 第1項又は第2項の進級要件を2年間連続(休学期間を除く。)して満たすことができない場合は、退学とする。

(課程の修了要件)

第11条 法科大学院の課程の修了の要件は、法科大学院に3年(6学期)以上在学し、第8条に規定する履修方法により100単位以上を修得し、かつ、5段階評価平均値1.5以上の成績(5段階評価平均値の算出の対象は、第1年次から第3年次までの成績とする。)を修めることとする。ただし、法学既修者については、法科大学院に2年(4学期)以上在学し、第9条に規定する履修方法により68単位以上を修得し、かつ、5段階評価平均値1.5以上の成績(5段階評価平均値の算出の対象は、第2年次及び第3年次の成績とする。)を修めれば足りるものとする。

(学位の授与)

第12条 前条による所定の修了要件を満たした者には、法務研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、法務博士(専門職)の学位を授与する。

- 2 学位の授与に関する事項は、関東学院大学学位規則の定めるところによる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第13条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協定に基づき学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により学生が授業科目を履修し修得した単位については、教授会の議により、32単位を超えない範囲で法科大学院において修得した単位として認めることができる。
- 3 前項の規定は、第16条第1項の規定により学生が外国の大学院に留学する場合について準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、教授会の議により、学生が法科大学院に入学する前に大学院において履修し修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、法科大学院における授業科目の履修により修得した単位として認めることができる。

- 2 前項の規定により修得したものと認めることのできる単位数は、前条第2項及び第3項の規定に

より法科大学院において修得したものと認める単位数と合わせて、32単位を超えることはできない。

(法学既修者の単位認定)

第15条 法学既修者は、次の各号の授業科目についてその単位を修得したものとみなす。

- (1) 憲法(統治)(2単位)
- (2) 憲法(人権)(2単位)
- (3) 憲法基礎演習1(2単位)
- (4) 民法総則・物権総論(4単位)
- (5) 民法債権・担保法(4単位)
- (6) 民法契約・不法行為法(4単位)
- (7) 民法家族法(2単位)
- (8) 民法基礎演習1(2単位)
- (9) 企業法総論(2単位)
- (10) 民事訴訟法(基礎)(2単位)
- (11) 刑法総論(2単位)
- (12) 刑法各論(2単位)
- (13) 刑法基礎演習1(2単位)

2 前項の規定により修得したものと認めることのできる単位数は、第13条第2項及び第3項並びに前条第1項の規定により法科大学院において修得したものと認める単位数と合わせて、32単位を超えることはできない。

(留学)

第16条 法科大学院に在学中に、外国の大学院又はこれに準じる高等教育機関において授業科目を履修しようとする場合には、許可を得て留学することができる。

2 前項の留学の期間は、1年以内とし、当該留学期間は在学期間に算入することができる。

(復学及び再入学の場合の履修)

第17条 休学者が復学した場合の履修については、復学時の履修規程を適用する。

2 退学者が再入学した場合の履修については、再入学した年次の履修規程を適用する。

(臨床法学教育に係る学生の守秘義務)

第18条 リーガルクリニック及びエクスターンシップを履修する学生は、当該授業科目の実施に係る要領及び心得に定める守秘義務を遵守しなければならない。

2 前項に規定する守秘義務に違反した学生は、関東学院大学専門職大学院学則第35条及び関東学院大学賞罰規程第3条に規定する懲戒の対象とする。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月30日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月27日に改正し、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月8日に改正し、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年1月25日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の法務研究科履修規程第5条、第8条から第11条まで及び第15条の規定は、平成19年度法学未修者コース入学者及び平成20年度以降の入学者に適用し、平成18年度以前の入学者及び平成19年度法学既修者コース入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成21年1月22日に改正し、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の法務研究科履修規程第8条から第12条までの規定は、平成21年度法学未修者コース入学者及び平成22年度以降の入学者に適用し、平成20年度以前の入学者及び平成21年度法学既修者コース入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年2月25日に改正し、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の法務研究科履修規程第5条、第8条、第10条、第11条及び第13条から第15条までの規定は、平成22年度法学未修者コース入学者及び平成23年度以降の入学者に適用し、平成21年度以前の入学者及び平成22年度法学既修者コース入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年2月9日に改正し、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の法務研究科履修規程第8条及び第9条の規定は、平成23年度法学未修者コース入学者及び平成24年度以降の入学者に適用し、平成22年度以前の入学者及び平成23年度法学既修者コース入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2013年4月19日から改正施行する。
- 2 この規程による改正後の専門職大学院法務研究科履修規程第10条第3項の規定は、2012年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。